

えんま市露店出店者募集要項

1 「えんま市」の概要

(1)実施日時

令和8（2026）年6月14日（日）10時00分～22時00分

令和8（2026）年6月15日（月）10時00分～22時00分

令和8（2026）年6月16日（火）10時00分～21時00分

(2)主催

柏崎市（担当：産業振興部商業観光課観光振興係）

2 露店出店者募集資格

(1)令和7（2025）年度えんま市出店実績のある者。

※新規出店申込は主催者（柏崎市商業観光課）までご連絡ください。

(2)下記①から⑥に該当しない者。

①暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）。

②暴力団員と社会的に非難される関係を有する者。

③暴力団員又は暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が関与している反社会的集団・グループ等に加入している者。

④前記①から③の者等が実質的に経営を支配する又は経営に関与している露店の出店を申請する者及びその従業員。

⑤暴力団員と生計を同一にしている者。

⑥暴力団員等であることを知りながら、これを使用又は雇用し若しくは利用する者。

(3)本要項及び柏崎市露店管理条例、柏崎市財務規則その他関係法令を遵守する者。

(4)主催者の必要な指示に従う者。

(5)食品を販売する場合、新潟県が発行する柏崎市内で営業可能な食品営業許可証を有している者。

3 出店場所

新潟県柏崎市東本町一丁目、東本町二丁目、西本町一丁目地内

4 応募定数

450店舗

5 出店区画

1 区画 = 2 m × 1.5 m

※出店場所は主催者が決定する。

6 出店料

(1) 出店料

1 区画あたり 2,000 円/日 (間口 2m につき)

※奥行 1.5m を増すごとに追加費用 200 円

(2) 電燈配線料

一律 4,000 円

(3) 注意事項

- ・ 出店料は指定する期日までに納付すること。
- ・ 期限までに納付がない場合は出店を認めない。
- ・ 既納の出店料は原則として返還しない。

7 提出書類

(1) 同意書 (表明・確約書)

(2) 露店出店許可申請書

(3) 各必要情報届出 (出店規格○m×○m)

(4) 食品営業許可証の写し (飲食販売の場合)

例) 新潟県市場等定置食品営業、新潟県臨時食品営業等

8 出店申込について

(1) 申込上限

露店責任者 1 者につき、1 店舗に限る。

※露店責任者が同一の場合は、全て無効。

(2) 申込期限

令和 8 年 (2026 年) 3 月 13 日(金)から令和 8 年 (2026 年) 4 月 17 日(金)

9 出店許可

(1) 出店許可の決定及び取り消し

- ・ 出店の可否は主催者が審査の上決定する。
- ・ 本要項に反した場合は出店許可を取り消すことがある。

(2) 個人情報

- ・ 提出された個人情報は本事業の運営以外には使用しない。

10 申込先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市 産業振興部 商業観光課

TEL 0257-21-2334

11 その他

- ・ イベント終了後の出店区画内の原状回復（防汚対策、ごみの回収及び清掃等）を行うこと
- ・ 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関係法令・基準等を遵守し、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう細心の注意を払うこと
- ・ 出店に係る事故及び破損、盗難等に対し、主催者は一切の責任を負わない。万一トラブル等が発生した場合、出店者が一切の責任を負い、当事者間で解決すること。
- ・ えんま市期間中「露店出店許可申請書兼出店料領収書」を見やすい場所に掲示すること
- ・ 出店者は、主催者が指定する駐車場に車両を停めること
- ・ 営業は指定時間内に行い、区画外への営業行為は禁止する
- ・ 主催者及び警察・消防等関係機関の指示に従うこと
- ・ 違反が認められた場合は即時退場とし、翌年度以降の出店を認めない

【問い合わせ先】

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市産業振興部商業観光課観光振興係

TEL 0257-21-2334